

# 酒田市水防計画

令和5年3月

## 目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防計画の作成及び変更	2
第4節 津波における留意事項	2
第5節 安全配慮	2
第2章 水防組織と任務	3
第1節 水防体制と出動	3
第2節 水防本部の構成	4
第3節 水防支部の構成	5
第4節 動員計画	5
第5節 水防団	8
第3章 水防区	8
第4章 設備、資機材及び輸送	12
第5章 気象に関する予報及び警報	13
第6章 水防活動	16
第1節 巡視	16
第2節 水位観測	17
第3節 通報連絡	21
第4節 出動	33
第5節 水防作業	33
第7章 水防異常等通報	33
第8章 避難立退き	34
第9章 応援及び協力	34
第10章 水防信号及び車両優先通行標識	35
第11章 公用負担	36
第12章 水防解除	37
第13章 水防報告	37
第14章 水防訓練	41
第15章 重要水防箇所	41

## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、山形県知事から指定された指定水防管理団体たる酒田市が、同法第33条第1項の規定に基づき水防業務を円滑に実施するため必要な事項を定め、管内各河川等の洪水及び高潮等による災害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

### 第2節 用語の定義

#### 1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）

#### 2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものを行う。（法第4条）

#### 3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）

#### 4 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川

#### 5 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の流域面積が比較的小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したことを浸水想定区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図る。（法第13条）

#### 6 水防団待機水位（通報水位）

量水標が設置されている地点毎に知事が定める水位で、水防団が出動のために待機する水位

#### 7 泛濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（指定水位）を超える水位であって、洪水や高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

#### 8 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警

戒すべき水位をいう。市町村長の高齢者等避難の発令の目安となる水位である。

#### 9 沔濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

#### 10 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

#### 11 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

### 第3節 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、山形県知事に届け出るものとする。

### 第4節 津波における留意事項

日本海では、津波の原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来することから、まずは水防団員自身の安全を確保しなければならない。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

(参考)

津波防災地域づくりに関する法律に基づいて設定された「最大クラスの津波」における酒田市の海岸への+20cmの津波の到達時間及び津波最高水位は下記のとおりである。

地区名	+20cmの津波の到達時間	津波最高水位	備考
浜中	11分	10.4m	赤川
宮野浦	10分	9.7m	最上川
酒田港	8分	13.3m	新井田川

### 第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、監視員を配置する等により水防団員自身の安全は確保しなければならない。

### 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 出水期前に、洪水時の堤防決壊等に備えた安全管理の研修会または水防訓練を実施する。
- (2) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (3) 水防活動は複数人で行う（水門等操作を含む）。
- (4) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を指定し、適宜配置する。
- (5) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (6) 水防活動は、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 津波浸水想定の区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。

## 第2章 水防組織と任務

### 第1節 水防体制と出動

#### 1 水防本部の体制について

##### (1) 警戒体制（第1警戒配備）

大雨警報、洪水警報、高潮警報が発表された場合、又は台風の接近に伴い、今後更に情報の収集と警戒が必要な場合に、動員計画に基づき少人数の職員をもって警戒にあたるもので、状況によっては次の配備に円滑に移行できる体制とする。

##### (2) 警戒体制（第2警戒配備）

大雨警報、洪水警報、高潮警報が発表され、かつ相当量の降雨と土砂災害の発生が予想される場合、又は台風の接近に伴い警戒の必要がある場合に、警戒本部を設置し、動員計画に基づき警戒にあたるもので、状況によってさらに次の配備に円滑に移行できる体制とする。

##### (3) 非常体制（第1非常配備）

大雨警報、洪水警報、水防警報、高潮警報が発表され、局地的に相当な災害が発生し、更に被害の拡大が予想される場合、本部長が配備を指令し、動員計画の所要人員をもってあて、直ちに活動が開始できる体制とする。

##### (4) 非常体制（第2非常配備）

市の全域にわたり重大な災害が発生するおそれがある場合、又は一地域に被害甚大な災害が発生し、本部長が非常配備を指令した時は、全職員をもってあたり、状

況により災害救助活動の開始ができる完全な体制とする。

## 2 出動準備

本部長は、次の場合は、水防団の出動準備をさせる。

- (1) 洪水警報が発表されたとき。
- (2) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。
- (3) その他気象状況により、洪水、高潮等の危険が予知されるとき。

## 3 出動

本部長は、次の場合は、直ちに水防団に対し、定められた計画に従い出動させる。

- (1) 水防警報が発表されたとき。
- (2) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- (3) 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。
- (4) 地震による堤防の漏水、沈下等の危険を認めるとき。

## 第2節 水防本部の構成

1 市に水防本部を置き、危機管理課においてその事務を行う。

2 水防本部の構成は、次のとおりとする。

本部長 1名

副本部長 2名

係 長 若干名

係 員 若干名

3 本部長は市長、副本部長は副市長及び危機管理監とし、係長及び係員は本部長が命ずる。

4 本部長は職務を総括する。

5 本部長に事故があるときは、副本部長が職務を代行する。

6 本部に部付を置く。

7 係長及び係員は上司の命を受け職務に従事する。

8 水防本部に次の係を置く。

連絡係

資材係

水防係

記録係

9 本部の構成及び任務は、次のとおりとする。

本 部 長	係 名	係 長	係 員	分 担 任 務
-------	-----	-----	-----	---------

本部長 市長  副本部長 副市長 危機管理監  部付 総務部長 建設部長 消防長	連絡係	総務警防課長	消防署員	1 水害情報の通報連絡 2 警報の伝達連絡 3 水位の通報連絡 4 その他特命された事項 5 水防工法の指導訓練
	資材係	土木課長	土木課員	1 水防資材並びに器具の調達 2 資材並びに器具の輸送 3 その他特命された事項
	水防係	土木課長	土木課員	1 管内建設業者への協力要請 2 その他特命された事項
	記録係	危機管理課長	危機管理課員	1 水害情報の収集及び記録 2 水防活動の記録 3 保健衛生に関すること 4 上記記録の保管及び関係機関への報告 5 備蓄資機材並びに器具の点検 6 その他特命された事項

\* 水防本部は、災害対策基本法の規定により、市に災害対策本部又は警戒本部が設置された場合、この本部の組織に入り水防事務を行うものとする。

### 第3節 水防支部の構成

水防支部の構成及び任務は次のとおりとする。

支 部 長	係 名	係 長	係 員	分 担 任 務
支部長 総合支所長	連絡係	管理防災係長 又は 地域振興係長	管理防災係 地域振興係	1 本部との連絡調整 2 警報の伝達連絡 3 水位の通報連絡 4 その他特命された事項
	資材係	建設係長 又は 産業係長	建設係 産業係	1 水防資材並びに器具の調達 2 資材並びに器具の輸送 3 その他特命された事項
	水防係	建設係長 又は 産業係長	建設係 産業係	1 管内建設業者への協力要請 2 その他特命された事項
	記録係	地域振興係長	地域振興係 市民係 健康福祉係	1 水害情報の収集及び記録 2 水防活動の記録 3 保健衛生に関すること 4 上記記録の保管及び関係機関への報告 5 備蓄資機材並びに器具の点検 6 その他特命された事項

### 第4節 勤員計画

職員の勤員（招集）は、酒田市地域防災計画風水害対策編第2章第2節職員の配備・招集対策に従い、次の方法により行う。

## 1 配備基準・体制

配備種別	配 備 基 準	配 備 体 制
第1警戒配備	大雨、洪水等の警報が発表された場合、又は台風接近時等の大雨洪水注意報発表時など、情報の収集と注意が必要な場合の配備とする。	情報連絡活動のため、人事班、土木班、総合支所班の少人数の職員をもって警戒にあたるもので、状況によって更に次の配備に円滑に移行できる体制とする。
第2警戒配備	大雨、洪水等の警報が発表され、市の区域内で短時間に相当量の降雨が予想される場合や台風の接近に伴い警戒の必要がある場合、若しくは土砂災害の発生が予想される場合の配備とする。	第2章第1節第4項により警戒本部を設置し、本部各部・班及び総合支所班の指定された職員をもって警戒にあたるもので、状況によって更に次の配備に円滑に移行できる体制とする。
第1非常配備	大雨、洪水、水防の警報が発表され、市の区域内で局地的に相当な被害が発生し、更に被害の拡大が予想される場合で本部長が当該配備を指令したとき。	関係各部の所要人員をもって充てるもので、事態の推移に伴い速やかに第2非常配備に切り替えられるものとし、切り替え前においても災害発生とともに、直ちに活動が開始できる体制とする。
第2非常配備	市の全域にわたり重大な災害が発生するおそれがある場合又は一地域に被害甚大な災害が発生し、本部長が当該非常配備を指令したとき。 その他予想されない重大な災害が市域内に発生したとき。	本部長以下全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれ災害救助活動の開始ができる完全な体制とする。

## 2 職員の配備計画

部	班	配 備 計 画			
		第1 警戒配備	第2 警戒配備	第1 非常配備	第2 非常配備
本部事務局	危機管理班 情報班 広報班	○	● ○ ○	● ● ●	● ● ●
総務部	総務班 人事班 財政班 税務班 納税班 契約検査班 出納班 協力班	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ ● △ △ △ ○ ○	● ● ● ● ● ● ●
企画部	企画調整班 都市デザイン班 情報企画班 文化政策班		○ ○ ○ ○	△ △ △ △	● ● ● ●
地域創生部	商工港湾班 交流観光班 地域共生課		○ ○ ○	△ △ △	● ● ●

市民部	まちづくり推進班 市民班 環境衛生班 定期航路班		○ ○ ○ ○	△ △ △ △	● ● ● ●
健康福祉部	福祉企画班 こども未来班 保育こども園班 健 康 班 高齢者支援班 国保年金班 協 力 班		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ △ △ △ △ △ ○	● ● ● ● ● ● ●
建設部	土木班 建築班	○	○ ○	● ●	● ●
農林水産部	農政班 農林水産班 協力班		○ ○ ○	△ △ ○	● ● ●
教育部	企画管理班 学校教育班 社会教育班 スポーツ振興班		○ ○ ○ ○	△ △ △ △	● ● ● ●
消防部	庶務班 情報班 統制班 救急班 通信班 消防班		○ ○ ○ ○ ○ ○	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
上下水道部	上下水道班		○	△	● ●
各総合支所	総合支所班	○	○	●	● ●
支 部			○	●	●

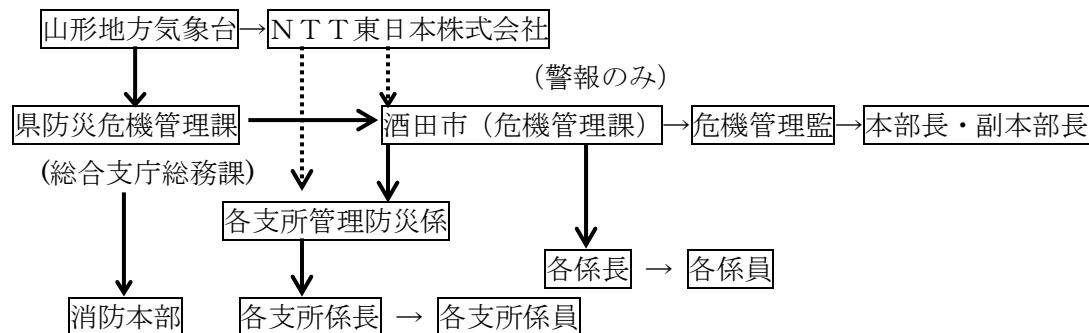
○・・・指定された職員をもって配備、その他は待機

△・・・2分の1配備、2分の1待機

●・・・全員配備

### 3 動員の伝達系統

水防本部のそれぞれの配備につくための動員は、水防本部長の配備決定により、本部各係長が次の順序で行うものとする。



#### 4 勤務時間外の動員配備

勤務時間外における職員招集の連絡通知は、電話又は伝令等のうち最も迅速に実施できる方法による。

### 第5節 水防団

1 市の水防団は消防団の組織をもってこれに充てる。

2 水防団の構成は次のとおりとする。

#### ○酒田市水防団

酒田市水防団長	1名（消防団長）
酒田市水防団副団長	5名（消防団副団長）
酒田市水防団分団長	38名（消防団分団長）
酒田市水防団副分団長	31名（消防団副分団長）
酒田市水防団部長	138名（消防団部長）
酒田市水防団班長	199名（消防団班長）
酒田市水防団員	1, 648名（消防団員）

3 水防団長は、本部長の命により水防を実施する。

副団長は団長を補佐し、団長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 分団長は、指定された地域の水防を担当する。

5 副分団長は分団長を補佐する。

6 部長、班長、団員は上司の命を受け職務に従事する。

7 水防団分団は消防分団名を冠して呼称する。

8 水防団分団に次の係を置き、分団長がこれを指命する。

係名	任 務
連絡係	水害情報の通報連絡
巡視係	河川港湾の巡視、水位の観測並びに通報連絡、避難者の誘導
資材係	水防資材並びに器具の運搬輸送
協力係	協力団体との連絡、統制
工作係	水防作業の実施

### 第3章 水防区

1 区域内の河川の水防区は、次のとおりとする。

番号	水防区名	河川港湾名	区 域	
1	酒田港域水防区	酒田港	本港・北港周辺	酒田
2	飛島水防区	飛島	飛島周辺	酒田
3	最上川第1水防区	最上川右岸及びその他区域 内河川、沢	自 水上沢地点 至 釣網沢上流	松山

4	最上川第2水防区	同	自釣網沢下流 至相沢川合流点	松山
5	最上川第3水防区	最上川右岸	自相沢川合流点 至旧酒田市界	平田
6	最上川第4水防区	最上川右岸	自旧平田町界 至河口	酒田
		最上川左岸	自庄内町界 至広田地区	酒田
7	相沢川第1水防区	相沢川、愛沢川、その他区域 内河川	自海ヶ沢 至仁助新田	平田
8	相沢川第2水防区	相沢川右岸及びその他区域 内河川	自山谷 至山谷新田	平田
9	相沢川第3水防区	相沢川右岸	自新山 至檜橋	平田
10	相沢川第4水防区	相沢川左岸及びその他区域 内河川、沢	自上北目 至最上川合流地点	松山
11	中野俣川水防区	中野俣川、その他区域内河川	自円能寺 至備畠	平田
12	田沢川水防区	田沢川、小林川、三栗谷川、 楯山川、その他区域内河川	自小林 至元田沢	平田
13	京田川水防区	京田川右岸	自庄内町界 至広田地区	酒田
		京田川左岸	自三川町界 至最上川合流点	酒田
14	赤川水防区	赤川右岸	自三川町界 至河口	酒田
		赤川左岸	自大山川合流点 至河口	酒田
15	大山川水防区	大山川左岸	自鶴岡市界 至赤川合流点	酒田
16	新井田川水防区	新井田川両岸	港橋まで	酒田
17	幸福川水防区	幸福川両岸	新井田川合流点まで	酒田
18	豊川水防区	豊川両岸	幸福川合流点まで	酒田
19	寺田川水防区	寺田川両岸	新井田川合流点まで	酒田
20	境川水防区	佐貝川両岸	新井田川合流点まで	酒田
21	平田川第1水防区	平田川両岸	中野目まで	平田
22	平田川第2水防区	平田川両岸	新井田川合流点まで	酒田
23	日向川第1水防区	日向川、前の川、その他区域 内河川	升田地域	八幡
24	日向川第2水防区	日向川、不動沢、草津川、そ の他区域内河川	自上草津 至新出	八幡

25	日向川第3水防区	日向川、荒瀬川、その他区域 内河川	自 福山 至 塚渕	八幡
26	日向川第4水防区	日向川右岸	自 遊佐町界 至 " (日向川橋)	酒田
		日向川左岸	自 荒瀬川合流点 至 遊佐町界	酒田
27	荒瀬川第1水防区	荒瀬川、大芦沢、熊沢川、白 玉川、その他区域内河川	自 青沢 至 若神子	八幡
28	荒瀬川第2水防区	荒瀬川、石田川、大平沢川、 その他区域内河川	自 二タ子 至 山添	八幡
29	荒瀬川第3水防区	荒瀬川、その他区域内河川	自 常禪寺 至 小泉	八幡
30	荒瀬川第4水防区	荒瀬川、その他区域内河川	自 市条一区 至 法連寺	八幡
31	荒瀬川第5水防区	荒瀬川左岸	自 旧八幡町界 至 日向川合流点	酒田
32	西通川水防区	西通川両岸	自 遊佐町界 至 " (日向川橋付近)	酒田
33	草田川水防区	草田川両岸	日向川合流点まで	酒田
34	平沢川水防区	平沢川、その他区域内河川	自 小平 至 平沢	八幡
35	上堰水防区	上堰、その他区域内	上堰区域	松山

2 水防団の担当する各水防区を次のとおり指定する。

#### 酒田市水防団（酒田支団）

分 団 名	担 当 区 域	担 当 水 防 区
第1分団	市 内 中 心 部 市 内 北 部 市 内 東 部	酒田港域水防区 (本港) 最上川第4水防区 (右岸) 新井田川水防区 (両岸) 酒田港域水防区 (北港) 幸福川水防区 (右岸)
第2分団	亀 ケ 崎 西 平 田 地 区	最上川第4水防区 (右岸) 新井田川水防区 (左岸)
第5分団	飛 島 地 区	飛島水防区
第6分団	西 荒 瀬 地 区	酒田港域水防区 (左港) 幸福川水防区 (右岸) 豊川水防区 (両岸) 日向川第4水防区 (左岸)
第7分団	新 堀 地 区	最上川第4水防区 (左岸) 京田川水防区 (右岸)
第8分団	広 野 地 区	京田川水防区 (両岸) 赤川水防区 (右岸)

第9分団	袖浦地区	京田川水防区 (左岸) 赤川水防区 (両岸) 大山川水防区 (左岸)
第10分団	東平田地区	新井田川水防区 (両岸) 寺田川水防区 (両岸) 境川水防区 (両岸)
第11分団	中平田地区	新井田川水防区 (左岸) 平田川第2水防区 (両岸)
第12分団	北平田地区	新井田川水防区 (右岸) 寺田川水防区 (両岸)
第13分団	上田地区	新井田川水防区 (右岸) 幸福川水防区 (左岸)
第14分団	本楯地区	幸福川水防区 (両岸) 日向川第4水防区 (左岸) 荒瀬川第5水防区 (左岸)
第15分団	南遊佐地区	日向川第4水防区 (右岸) 西通川水防区 (両岸) 草田川水防区 (両岸)

## 酒田市水防団（八幡支団）

分団名	担当区域	担当水防区
第16分団	市条	平沢川水防区 荒瀬川第4水防区
第17分団	観音寺中部	荒瀬川第3水防区
第18分団	観音寺北部	日向川第3水防区
第19分団	大沢	荒瀬川第1、第2水防区
第20分団	日向	日向川第1、第2水防区

## 酒田市水防団（松山支団）

分団名	担当区域	担当水防区
第24分団	南部	最上川第1水防区
第25分団	山寺・松嶺	最上川第2水防区 上堰水防区
第26分団	内郷東部	上堰水防区
第27分団	内郷西部	最上川第2水防区 相沢川第4水防区

## 酒田市水防団（平田支団）

分団名	担当区域	担当水防区
第28分団	山元・田沢・山谷地区	田沢川水防区 相沢川第2水防区
第29分団	中野俣・北俣地区	中野俣川水防区 相沢川第1水防区

第31分団	檜橋・郡鏡地区	相沢川第3水防区 平田川第1水防区
第32分団	飛鳥・砂越 砂越緑町	最上川第3水防区

3 水害発生のおそれのない水防区の分団は、本部長の指示があるとき担当区以外の水防区に出動して水防業務にあたる。

## 第4章 設備、資機材及び輸送

- 1 市の責任を有する水防区に水防倉庫を設置し、水防に必要なる資材、機材を常時備蓄するものとする。
- 2 水防倉庫の位置は次のとおり。

水防倉庫一覧表

番号	倉庫名	対象河川名	所在地	坪数 (m <sup>2</sup> )	担当水防分団	建設年次
1	松山倉庫	最上川	竹田字下川原 201-2	15坪 (49 m <sup>2</sup> )	第27分団 (松山)	平成3年
2	砂越倉庫	最上川	砂越字上川原	6坪 (20 m <sup>2</sup> )	第32分団 (平田)	昭和25年
3	遊摺部 第1倉庫	最上川	遊摺部浄水場 南方堤防北側	6坪 (19.8 m <sup>2</sup> )	第2分団 (酒田)	昭和24年
4	遊摺部 第2倉庫	最上川	遊摺部揚水場 堤防上	7坪 (23.1 m <sup>2</sup> )	第2分団 (酒田)	昭和26年
5	新堀倉庫	最上川 京田川	新堀字下河原 81	7坪 (23.1 m <sup>2</sup> )	第7分団 (酒田)	昭和41年
6	広野倉庫	京田川 赤川	広野字上通232	10坪 (32 m <sup>2</sup> )	第8分団 (酒田)	平成10年
7	宮野浦 倉庫	最上川 京田川	宮野浦三丁目 78-1	6坪 (19.8 m <sup>2</sup> )	第9分団 (酒田)	昭和62年
8	広田倉庫	最上川 京田川	坂野辺新田字 下割16の3	10坪 (33 m <sup>2</sup> )	第9分団 (酒田)	昭和33年
	東平田 倉庫	矢流川	生石字矢流川 68	1.5坪 (4.95 m <sup>2</sup> )	第10分団 (酒田)	昭和48年
10	八幡倉庫	日向川 荒瀬川	観音寺字寺ノ 下37-1	9.6坪 (31.7 m <sup>2</sup> )	第17分団 (八幡)	平成5年
11	山元倉庫	田沢川	山元字滝沢	6坪 (20 m <sup>2</sup> )	第28分団 (平田)	昭和41年
12	仁助新田 倉庫	田沢川 相沢川	北俣字円道69 の1	19坪 (65 m <sup>2</sup> )	第29分団 (平田)	昭和47年
13	新山倉庫	相沢川	檜橋字新山前 新田	10坪 (33 m <sup>2</sup> )	第30分団 (平田)	昭和42年

- 3 備蓄する資材、機材の数量は1棟につき概ね次のとおりとする。

品名	数量	品名	数量	品名	数量

掛 矢	8 個	杉丸太	末口 6 cm 50 本 長さ 2m	ハンマー	5 挺
鋸	5 挺	杉丸太	末口 6 cm 100 本 長さ 1m	鉄 線 ハサミ	3 挺
斧・鎧	10 挺	縄	10 玉	ツルハシ	5 挺
スコップ	30 挺	ムシロ	100 枚	唐 鍬	5 挺
タコ	5 個	鎌	10 挺	ジョレン	3 挺
麻 袋	550 袋	竹 材	10 束	鋼 板	25 枚
ペンチ	5 挺	鉄 線	10 番 50kg	鉄 柱	50 本
杉丸太	末口 9 cm 30 本 長さ 2.5m		14 番 50kg	塩ビ管	5 本
縫 針	5 丁	シート	50 枚	土嚢袋	1,000 枚

- 4 備蓄する資材、機材に不足を生じた場合、これを速やかに補充確保するため本部は市内業者等に対し、何時でもその需要に応じられるよう業者等の協力体制を整えておくものとする。
- 5 分団は、緊急の場合必要な資材を農業団体等の所持者が直ちに供出に応じられるよう、予め協力を求めておくなど適宜の措置を講じておくものとする。
- 6 本部は、管内の水防区についてあらゆる状況に応じ資機材を輸送できるよう、道路その他交通網を調査しておくなど臨機応変の輸送対策を立て、これを所轄水防支部に報告するものとする。
- 7 本部は、資材を緊急輸送するため市所有の車両を配備する外、市内の輸送業者に対して車両の優先雇上げを予約しておくものとする。

## 第5章 気象に関する予報及び警報

### 1 特別警報、警報及び注意報の種類とその発表基準

大雨や強風等の気象現象及び津波等によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。なお、特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの

実況および予想に基づいて判断される。

発表官署 山形地方気象台（令和4年6月30日現在）

酒田市	府県予報区	山形県		
	一次細分区域	庄内		
	市町村等をまとめた地域	庄内北部		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 (参考) 特別警報の基準値 (令和4年6月30日現在)		
		市町村等	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)
		土壤雨量指数	表面雨量指数	流域雨量指数
		酒田市	277～386	43
		(注1) 土壤雨量指数の基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。 (注2) 表面雨量指数の基準値以上となる1km格子が概ね30個以上、または、流域雨量指数の基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとめて出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報(浸水害)を発表する。 (注3) 土壤雨量指数および流域雨量指数の基準値は、1km格子毎に異なる。		
	暴風	数十年に一度の強度の台風が吹くと予想される場合		
	高潮	高潮になると予想される場合		
	波浪	高波になると予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (参考) 特別警報(50年に一度の値) 大雪 (令和4年11月21日現在)		
		地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
警	大雨	酒田	78	100
	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	
	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	117	

報 洪水	流域雨量指基準	京田川流域=21 小牧川流域=5 相沢川流域=27	
		最上川流域= (8, 53.2) 日向川流域= (10, 26.6)	
		最上川下流【臼ヶ沢・下瀬】、 赤川【浜中】、日向川【穂積】、 大山川【田野山・大山】	
	波浪	有義波高 6.0m	
	高潮	潮位	酒田 2.0m
			飛島 1.5m
注意 報	大雨	表面雨量指基準	10
		土壤雨量指基準	84
	洪水	流域雨量指基準	京田川流域=16.8 小牧川流域=4 相沢川流域=21.6
		複合基準※	大山川流域= (9, 16) 京田川流域= (5, 13.5) 相沢川流域= (9, 17.3) 最上川流域= (7, 47.9) 日向川流域= (5, 21.1)
		指定河川洪水予報 による基準	最上川下流【臼ヶ沢・下瀬】、 赤川【浜中】、日向川【穂積】、 大山川【田野山・大山】
	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	酒田 1.0m
			飛島 1.0m
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

## 2 地域気象・雨量観測所

### (1) 気象庁所属観測所

気象庁所属の雨量は、山形県河川砂防情報システム及び気象庁ホームページにより情報提供している。

観測所名	観測の種類	観測の種目	所在地	流域
酒田	特別地域気象	4要素・積雪・他	酒田市亀ヶ崎 酒田特別地域気象観測所	新井田川
飛島	地域気象	4要素	酒田市飛島字勝浦乙	沿岸（日本海）
酒田大沢	地域気象	降水量	酒田市大蕨字二タ子	日向川
浜中	航空気象官署	3要素	酒田市浜中字村東 庄内航空気象観測所	赤川（大山川）

### (2) 国の雨量観測

国土交通省の雨量観測は、山形県河川砂防情報システム及び国土交通省ホームページ

ジにより情報提供している。

観測所名	観測の種類	所 在 地	流 域	所 管
酒 田	テレメーター	酒田市上安町 1-2-1	最上川	酒田河川国道事務所
白糸の滝	〃	酒田市中野俣字村上 94-1	相沢川	〃
坂 本	〃	酒田市山元字坂本 89-2	相沢川	〃

### (3) 県の雨量観測

県の雨量観測は、山形県河川砂防情報システムにより、気象庁所管及び国土交通省ホームページと統合して情報提供している。

観測所名	観測の種類	所 在 地	流 域	所 管
大 蕨	テレメーター	酒田市大蕨字滝山 1-45	荒瀬川	庄内総合支庁 河川砂防課
大台野		酒田市草津字藤平台 370	草津川	
市 条		酒田市市条地内	荒瀬川	
臼ヶ沢		酒田市臼ヶ沢地内	鈴 川	
飛 島		酒田市飛島字中村甲 92-190 内		
山 檻		酒田市山櫻字南山 99	平田川	
荒木川		酒田市升田字大台野 281-11	荒木川	
大八重川		酒田市升田字奥山国有林 24 林班わ小班	日向川	
田沢川ダム		酒田市山元字奥山 110	田沢川	

## 3 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

対象とする現象により、台風・低気圧・大雨・大雪・高低温・長雨・少雨・日照不足などの情報がある。

## 第6章 水防活動

### 第1節 巡視

- 1 本部長又は水防団長は常に気象通報に注意し、洪水予警報又は水防警報が出た場合、その他高潮等のおそれがあると認めたときは、各支団長に巡視を指示し、支団長は水防団各分団に対し区域内の河川、港湾を巡視警戒するよう指示するものとする。
- 2 分団長は、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに本部長又は水防団長に報告す

るものとする。

- (1) 堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 堤防上部の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 橋門の両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物との取り付け部分の異常

3 本部長は危険と認められる箇所の報告を受けたときは、直ちに水防支部（庄内総合支庁）に連絡するとともに水防作業を開始する。

## 第2節 水位観測

1 分団長は洪水、高潮等のおそれがあると認めた場合は、巡視係をして河川、港湾の水位を観測し、その状況を次の要領により隨時本部に報告しなければならない。

- (1) 測定場所
- (2) 測定日時
- (3) 水位
- (4) 増減の傾向又は見込

2 洪水予報の情報名（種類）と発表・解除の基準

洪水予報の種類	情報名	発表基準
洪水注意報 (発表) 又は 洪水注意報	氾濫注意情報 【警戒レベル2相当】	次表の予報基準地点の水位が、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</li> <li>・氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき。</li> <li>・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。</li> </ul>
洪水警報 (発表) 又は 洪水警報	氾濫警戒情報 【警戒レベル3相当】	次表の予報基準地点の水位が、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。</li> <li>・避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。</li> </ul>
	氾濫危険情報 【警戒レベル4相当】	次表の予報基準地点の水位が、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。</li> <li>・氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき。</li> <li>・3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき。</li> </ul>
	氾濫発生情報 【警戒レベル5相当】	予報区間において <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき。</li> <li>・氾濫が継続しているとき。</li> </ul>

洪水注意報 (警報解除)	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	次表の予報基準地点の水位が、 ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）。 ・氾濫警戒情報を発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）。
洪水注意報解除	氾濫注意 情報解除	次表の予報基準地点の水位が、 ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

### 3 予報基準地点となる水位観測所

洪水予報名	河川名	水位観測所名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)	氾濫する可能性のある水位 (m)	所轄事務所
最上川 下流	最上川	臼ヶ沢	13.00	14.00	16.20	16.50	18.4	国土交通省酒田河川国道事務所
		下瀬	1.40	2.20	2.80	3.00	4.2	
	立谷沢川	臼ヶ沢	13.00	14.00	16.20	16.50	18.4	
赤川	赤川	浜中	2.00	3.00	4.00	4.20	5.2	
大山川	大山川	大山	1.70	3.10	3.90	4.40	-	
		面野山	3.90	4.80	5.20	5.60	-	
日向川	日向川	穂積	3.10	4.30	4.90	5.60	-	庄内総合支庁河川砂防課

※立谷沢川の発表区分は最上川下流、大山川の発表区分は赤川

### 4 水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	水防団の足留を行う。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量その他河川状況等により氾濫注意水位（警戒水位）を越え又は越えるおそれがあり、なお増水が予想されるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滯水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏	適宜

	水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	
--	---------------------------------------	--

## 5 対象量水標の水防警報の範囲

### (1) 国土交通大臣の発する水防警報

事務所名	河川名	水位観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報
酒田河川国道事務所	最上川下流	臼ヶ沢	上流の降雨・水位状況により待機の必要があると認められるとき	水防団待機水位(13.00m)に達し、氾濫注意水位(14.00m)を上回ると予想され、準備の必要あると認められるとき	氾濫注意水位(14.00m)を超え又は超える恐れがあり、なお上昇の見込みがあり、出動の必要あると認められるとき	氾濫注意水位を下回り、再び増水の恐れがないと思われるとき	水防活動に必要あると認められるとき
	下瀬	"	" (1.40m) " (2.20m) "	" (2.20m) "	"	"	"
	相沢川	石名坂	"	" (2.30m) " (3.70m) "	" (3.70m) "	"	"
	京田川	広田	"	" (2.00m) " (2.70m) "	" (2.70m) "	"	"
	赤川	浜中	"	" (2.00m) " (3.00m) "	" (3.00m) "	"	"
	大山川	浜中	"	" (2.00m) " (3.00m) "	" (3.00m) "	"	"

### (2) 県知事の発する水防警報

事務所名	河川名	水位観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報
庄内総合支所 河川砂防課	日向川	穂積	行わない	水位 3.10m に達し、更に氾濫注意水位(警戒水位)を上廻る水位が予想されるとき	水位 4.30m に達し、更にお増水の恐れがあるとき	水防作業の必要がなくなったとき	水防活動に必要があると認められたとき

## 6 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知

### 水位周知河川の水位観測所

河川名	水位観測所名	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(m)	所轄事務所
相沢川	石名坂	2.30	3.70	5.40	5.89	酒田河川国道事務所

京田川	広田	2.00	2.70	4.40	4.71	
-----	----	------	------	------	------	--

## 7 知事が行う水位情報の通知及び周知

### (1) 水位周知河川の水位観測所

河川名	水位観測所名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)	所轄事務所
相沢川	相沢川 田沢	2.40	3.60	4.20	5.00	庄内総合支庁 河川砂防課
京田川	十五軒	4.00	4.60	5.10	5.30	
新井田川	北新橋	1.20	1.50	1.80	2.00	
荒瀬川	市条	1.80	2.90	3.20	3.70	
小牧川	小牧川 上流	2.50	2.60	2.70	3.00	
田沢川	田沢川 相沢橋	2.20	3.90	5.40	5.80	

※山形県河川・砂防情報システムに接続

### (2) 危機管理型水位計

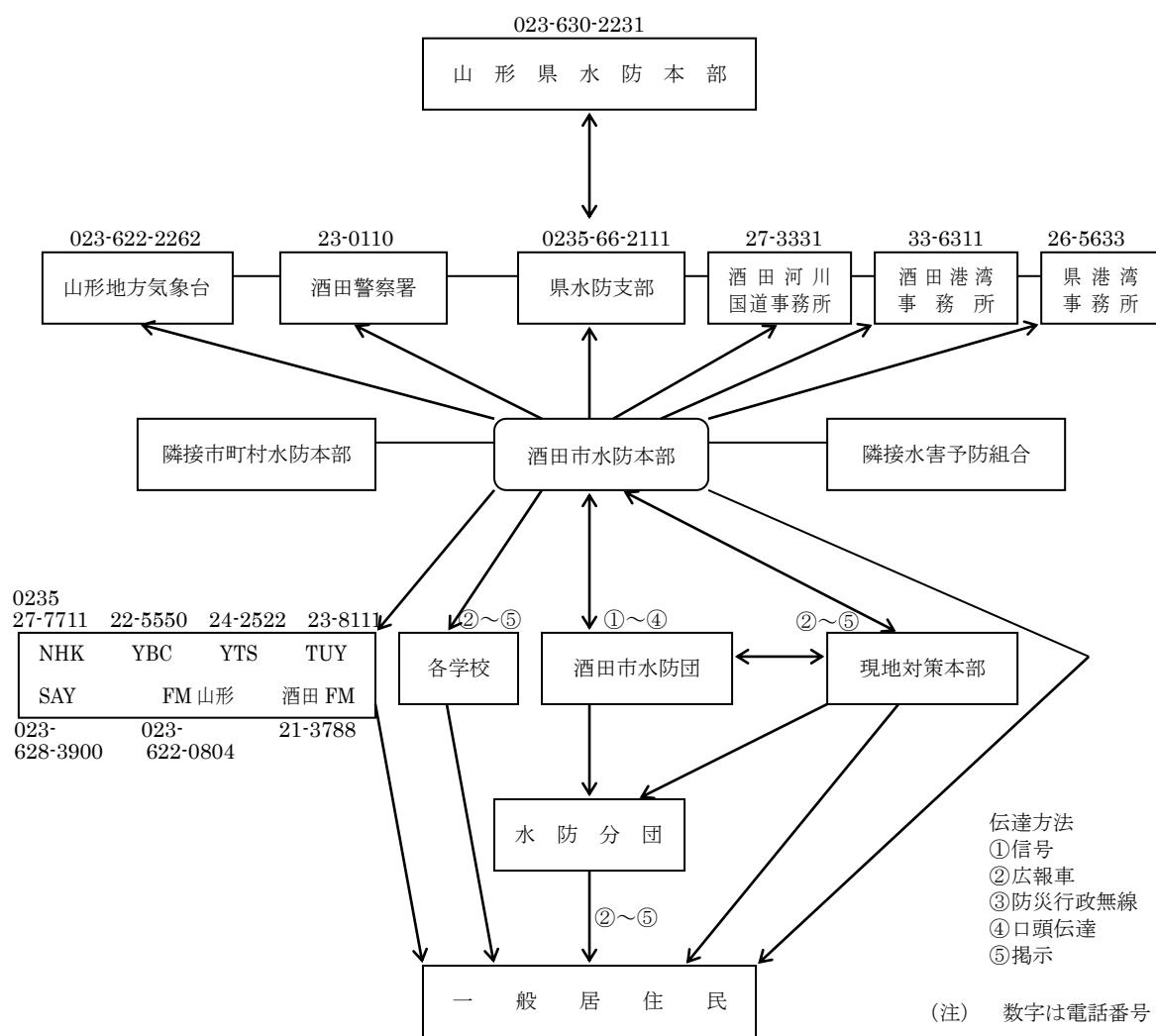
河川名	設置箇所名	観測開始水位 (T.P.m) (零点との差)	氾濫危険水位 (T.P.m) (零点との差)	氾濫開始水位 (T.P.m) (零点との差)	所管事務所
相沢川	新北俣橋	39.03(-3.78)	41.21(-1.60)	42.81	庄内総合支庁 河川砂防課
田沢川	新田橋	36.54(-2.80)	38.84(-0.50)	39.34	
京田川 (十五 軒)	家根広橋	3.40(-4.42)	7.12(-0.70)	7.82	
荒瀬川	白玉橋	36.73(-3.50)	38.03(-2.20)	40.23	
幸福川	鶴田橋	0.89(-2.48)	2.57(-0.80)	3.37	
日向川	上黒川橋	114.73(-2.80)	116.43(-1.10)	117.53	

※「川の水位情報」にて公開

## 第3節 通報連絡

1 本部長は危険と認められる箇所の報告を受けたときは、直ちに次の連絡系統に応じ、山形県水防支部（庄内総合支庁）及び関係機関に通報するとともに、必要に応じ関係住民にも周知し、水防活動を開始するものとする。

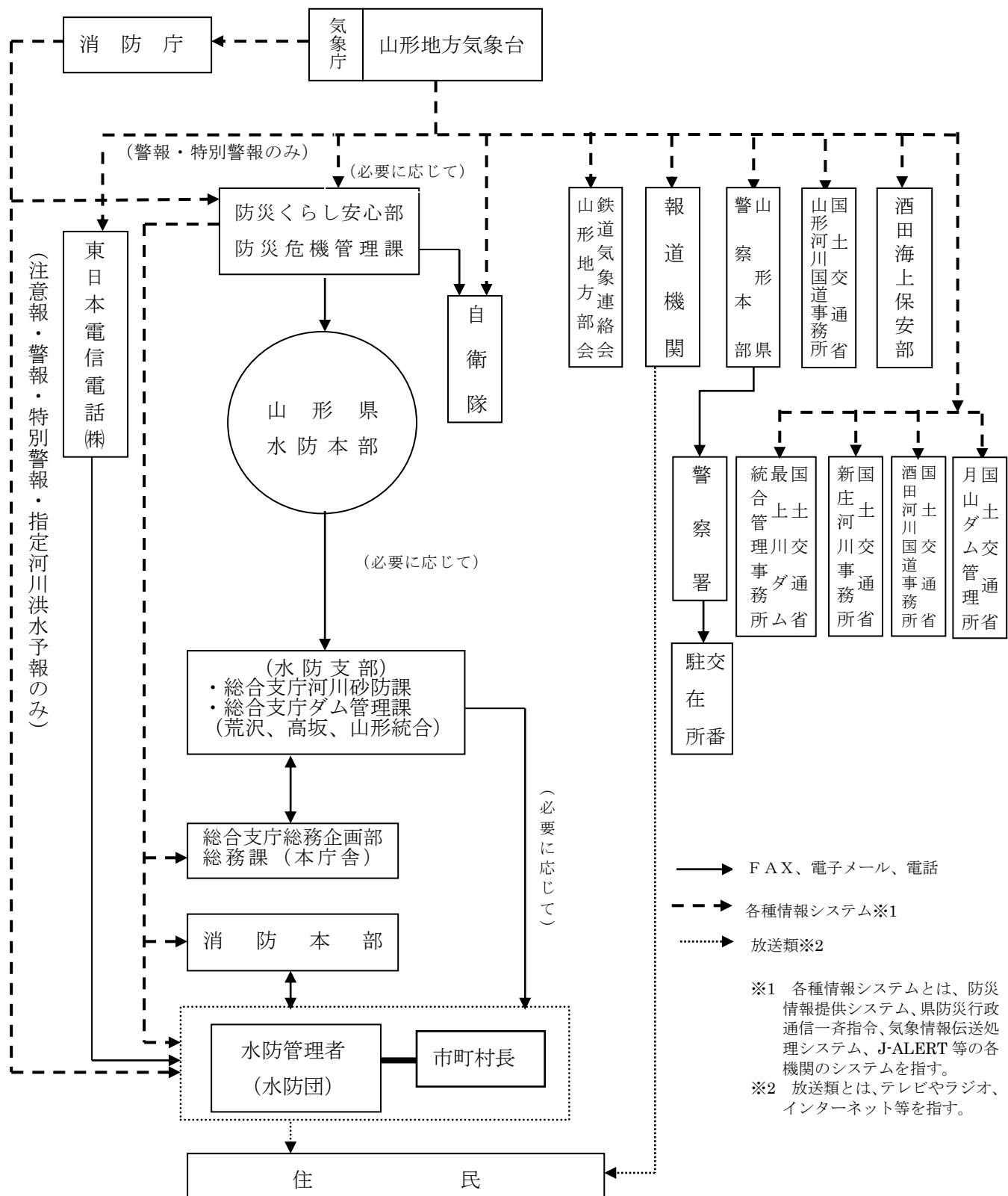
水防災害通報連絡系統図



※ 支部水防長は、県知事指定河川について避難判断水位に達したとき、又は急激な水位上昇が予想され氾濫危険水位に到達するおそれがあるときは、洪水浸水想定区域の市町村長（防災担当幹部職員）に河川の状況、水位の変化、今後の見通し等を電話（ホットライン）で情報提供を行う。

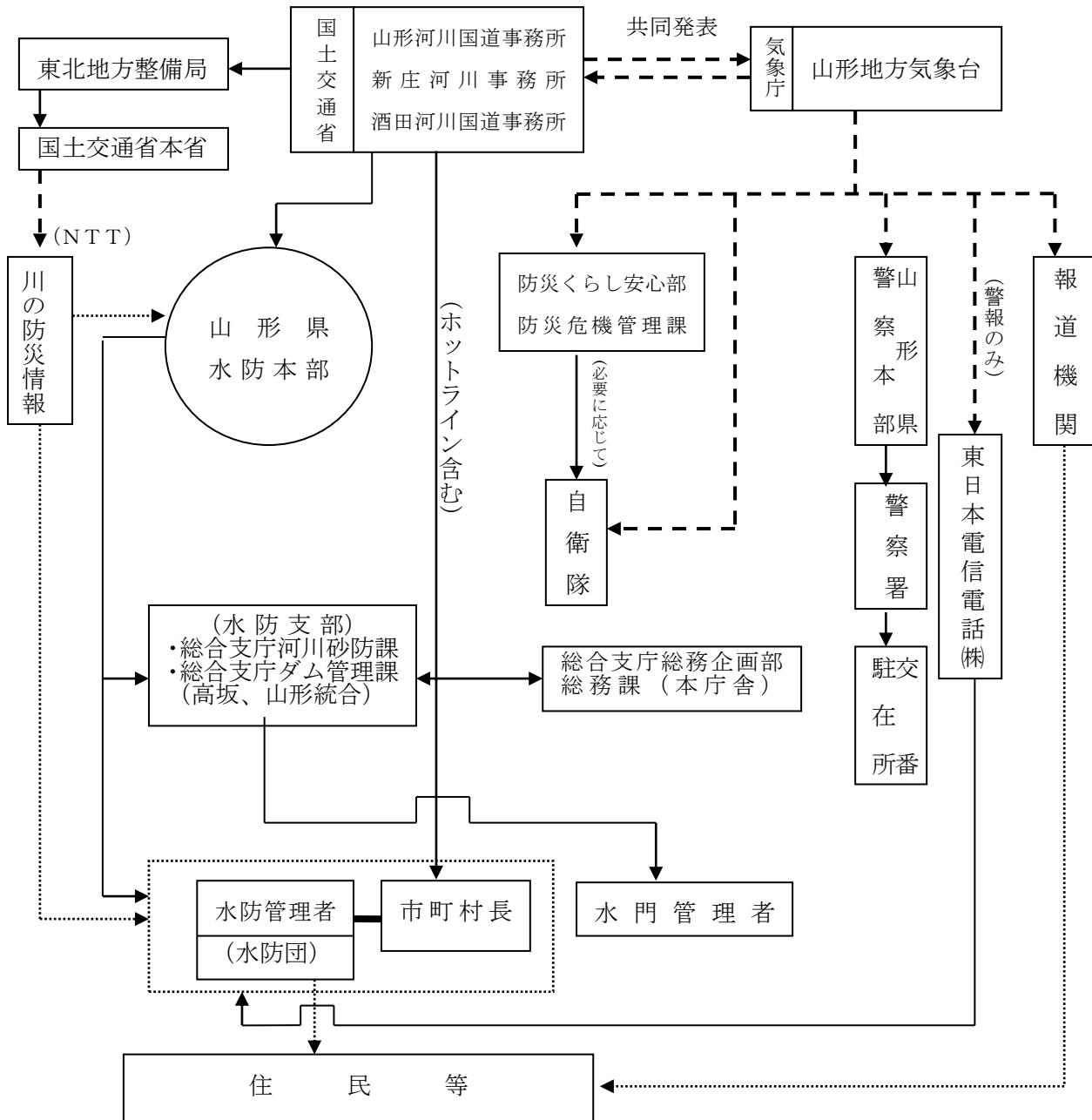
## 2 各種連絡系統図

### (1) 水防に関する気象情報連絡系統図



(2) 国土交通省最上川水系洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）

情報連絡系統図



→ FAX、電子メール、電話

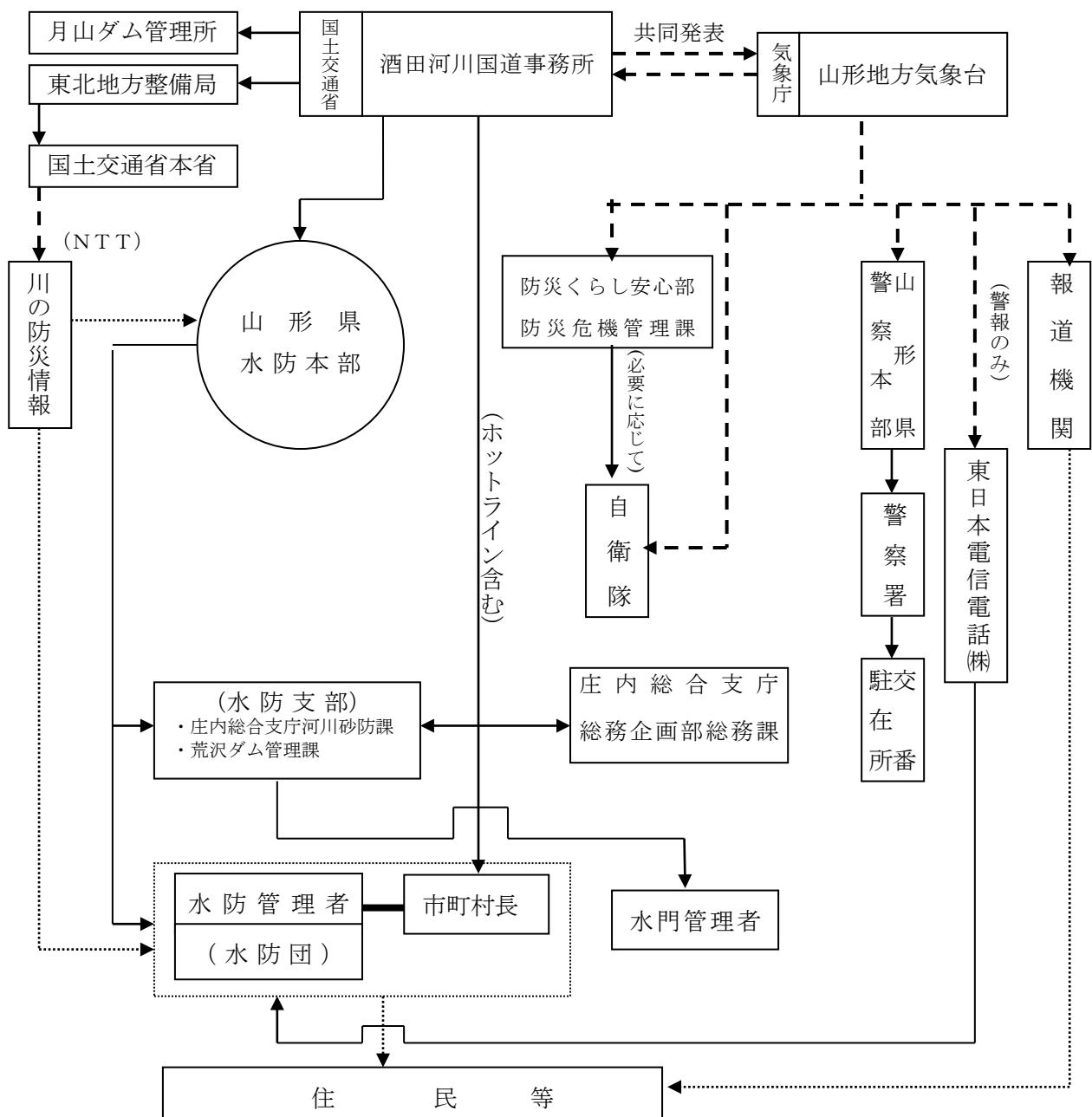
- - → 各種情報システム※1

..... → 放送類※2

※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J·ALERT 等の各機関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

### (3) 国土交通省赤川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報） 情報連絡系統図



→ FAX、電子メール、電話

→ 各種情報システム※1

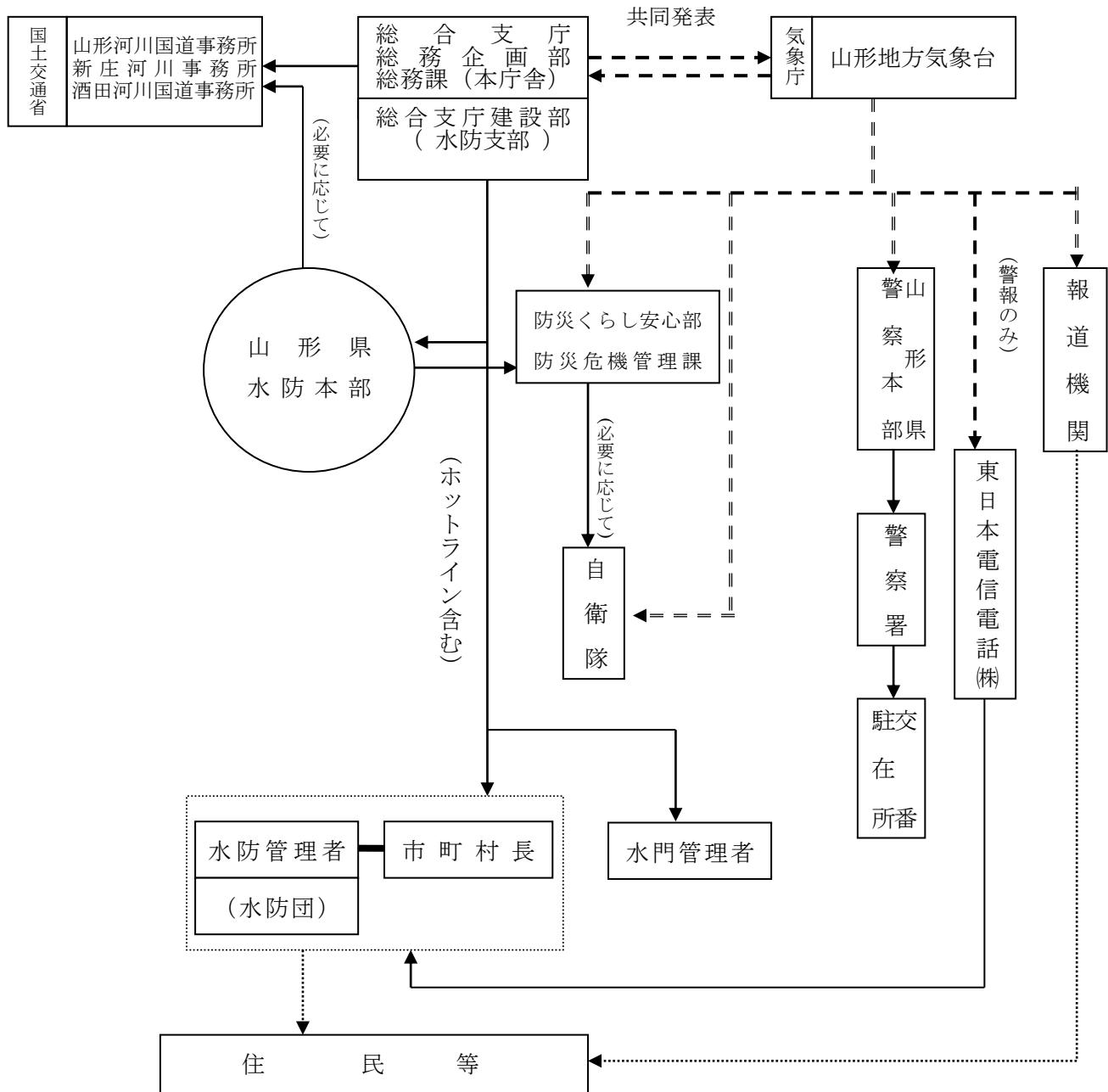
..... ➡ 放送類※2

※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

## (4) 山形県洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）

情報連絡系統図【須川上流、屋代川、丹生川、最上小国川、大山川、日向川】



→ FAX、電子メール、電話

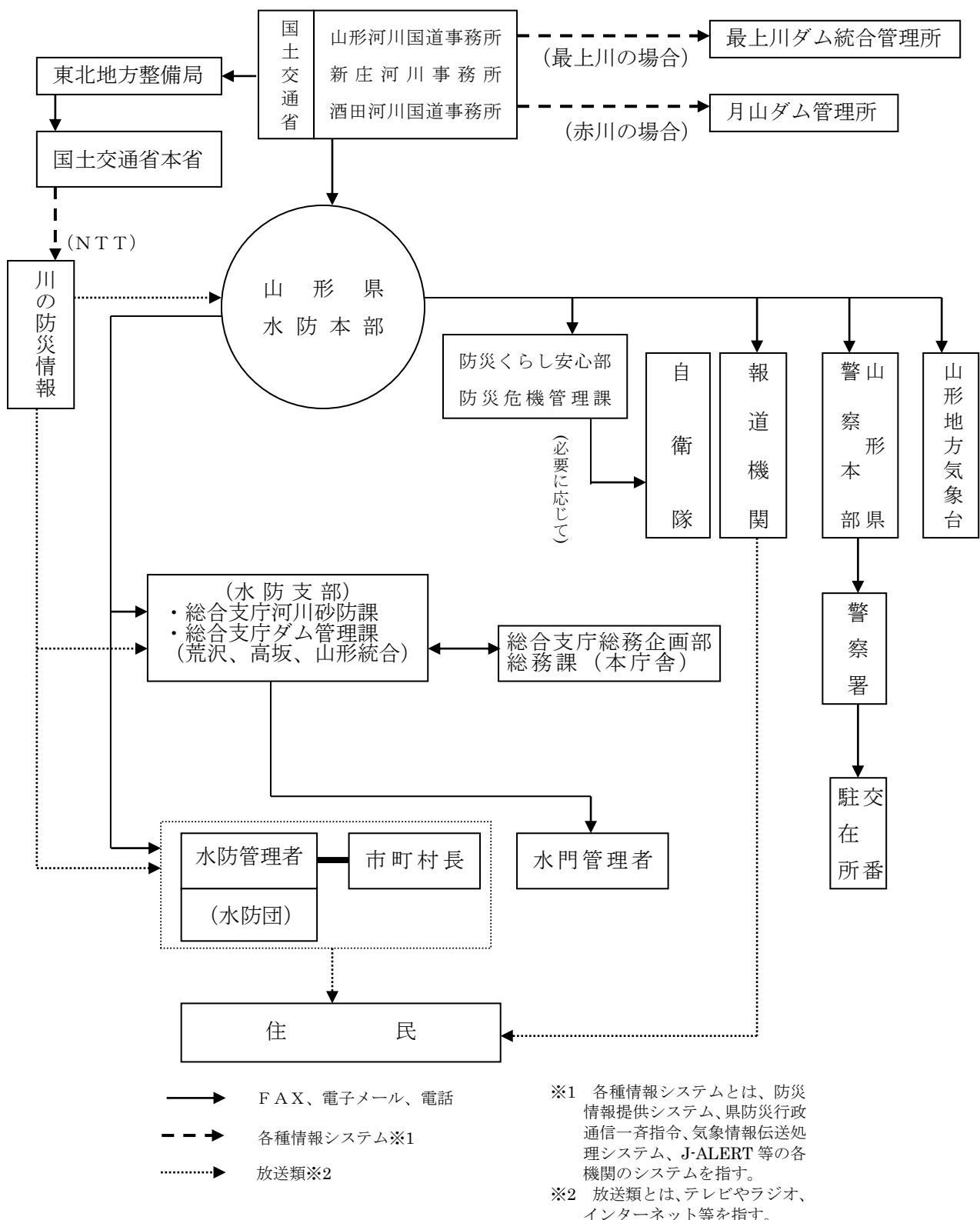
- - → 各種情報システム※1

.....→ 放送類※2

※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機関のシステムを指す。  
 ※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

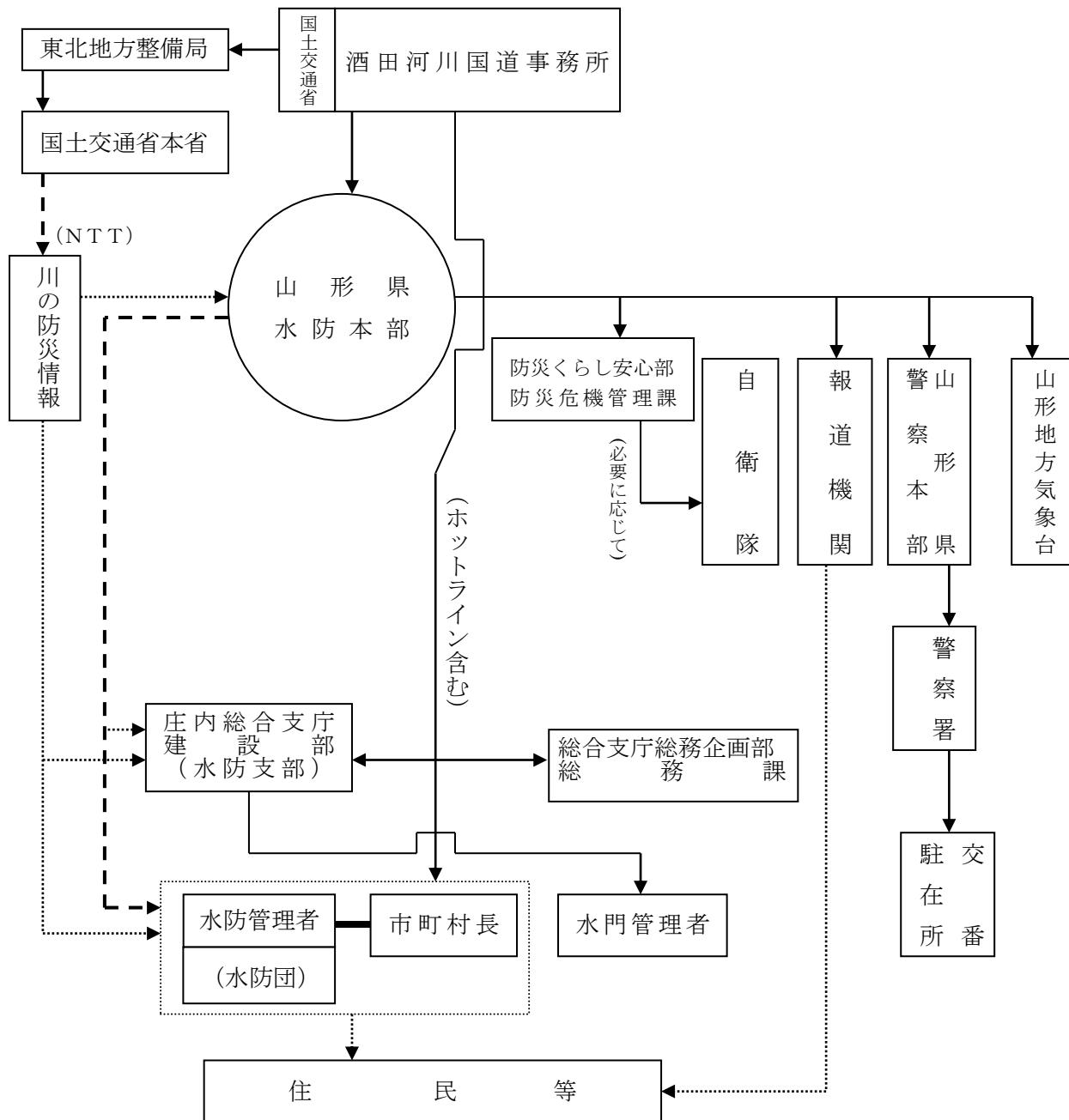
(5) 国土交通省水防警報（待機・準備・出動・解除）

情報連絡系統図【最上川、相沢川、京田川、赤川、大山川ほか】



## (6) 国土交通省氾濫警戒情報等〔避難判断水位到達情報等〕

情報連絡系統図



→ FAX、電子メール、電話

- - → 各種情報システム※1

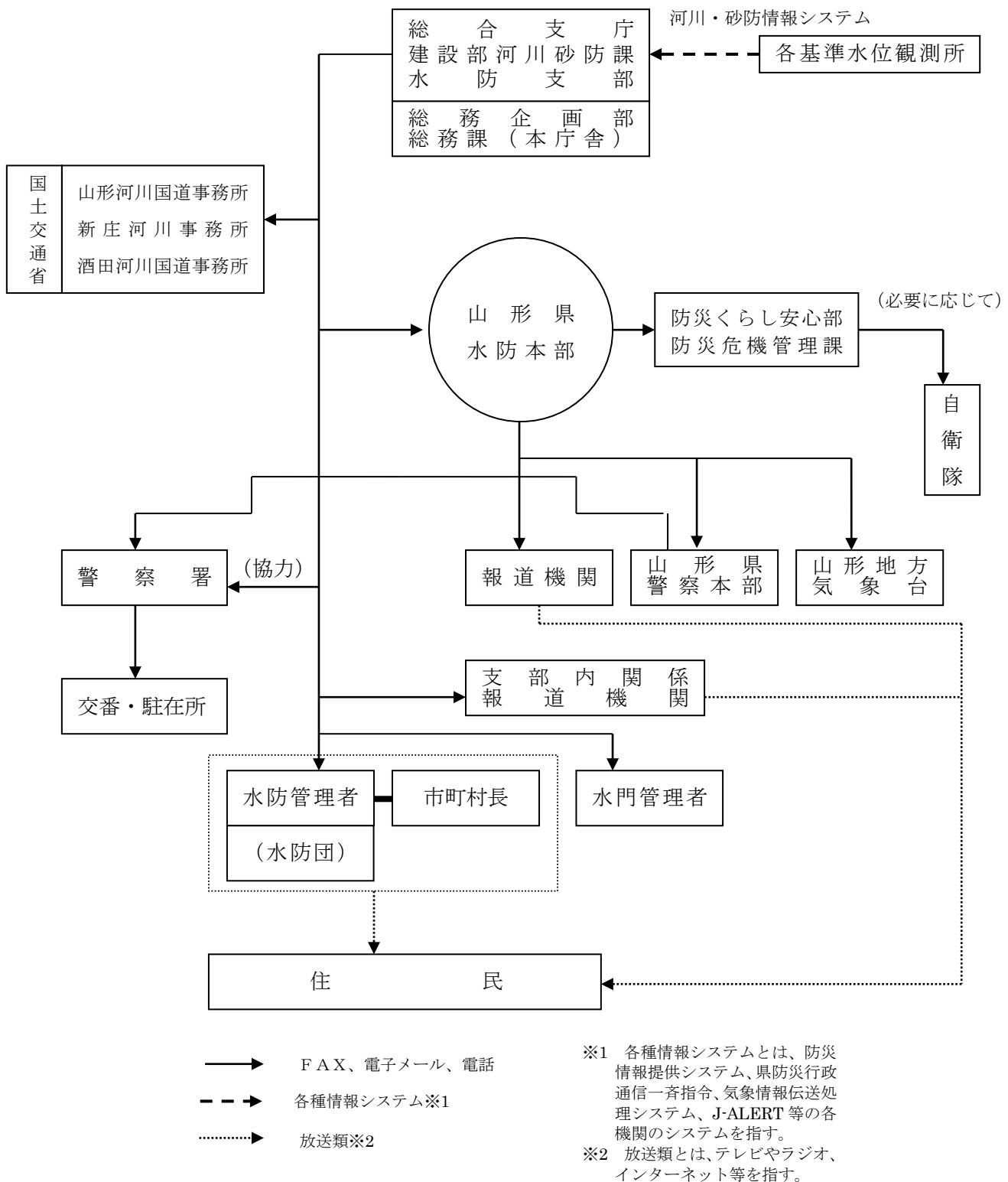
..... → 放送類※2

※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

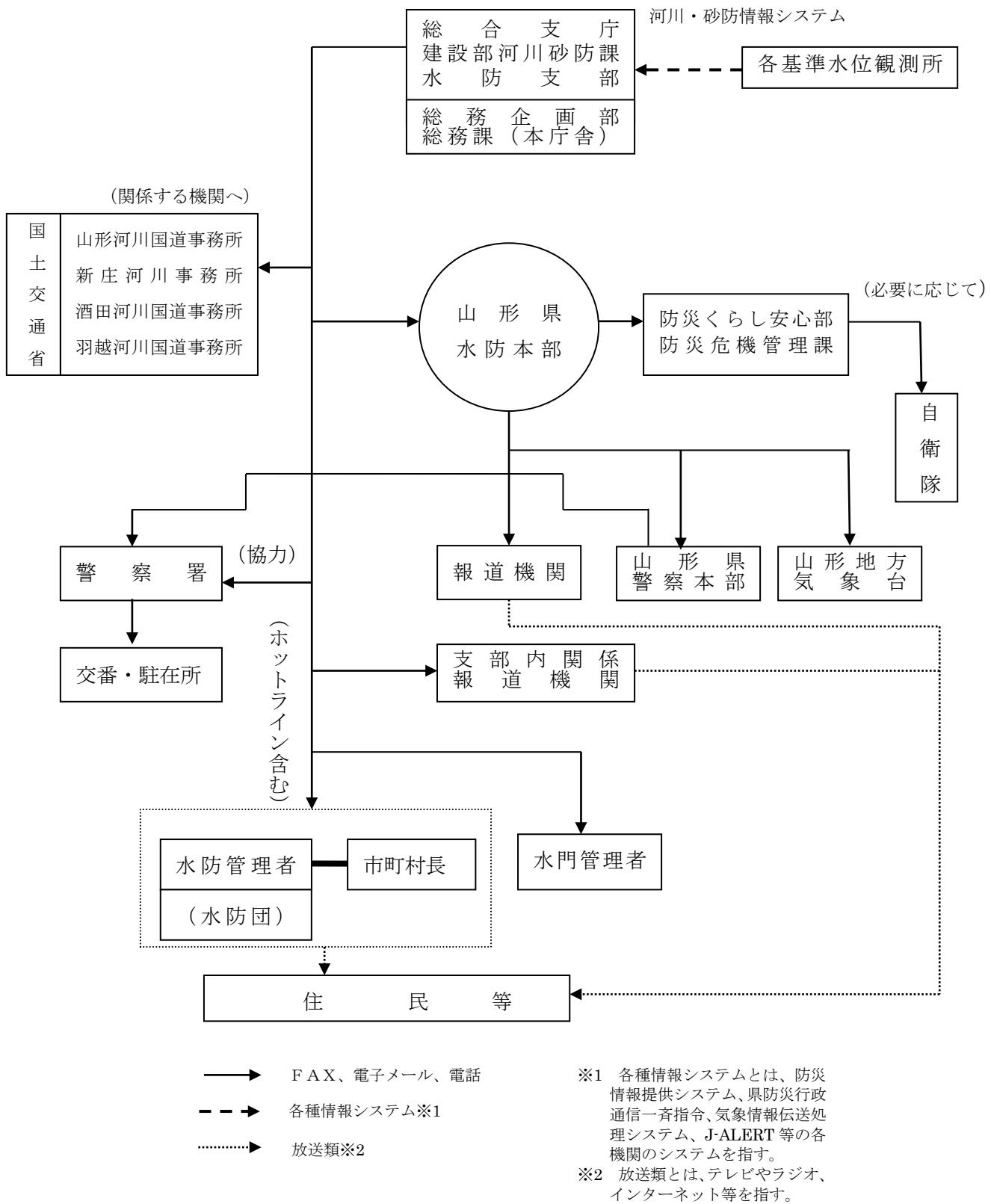
(7) 山形県水防警報（準備・出動・解除・情報）

情報連絡系統図（須川上流、寒河江川、丹生川、最上小国川、屋代川、置賜白川、大山川、日向川）



## (8) 山形県氾濫警戒情報等〔避難判断水位到達情報等〕

情報連絡系統図【相沢川、京田川、新井田川、荒瀬川、小牧川、田沢川ほか】



※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

## (9) ダム放流に関する通信連絡系統図

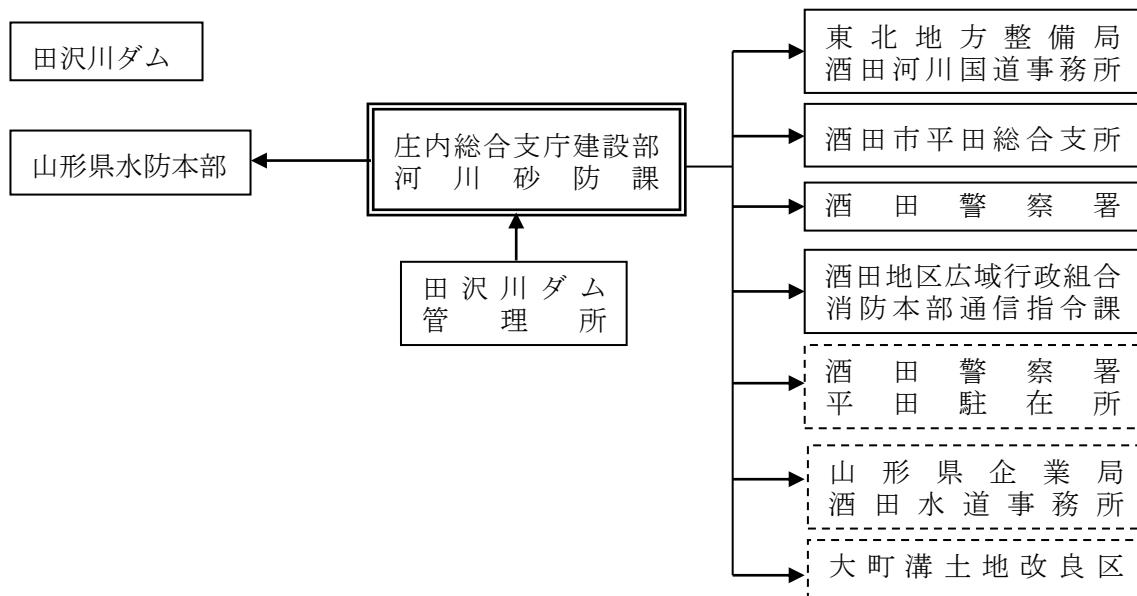
### 放流に関する通知の原則

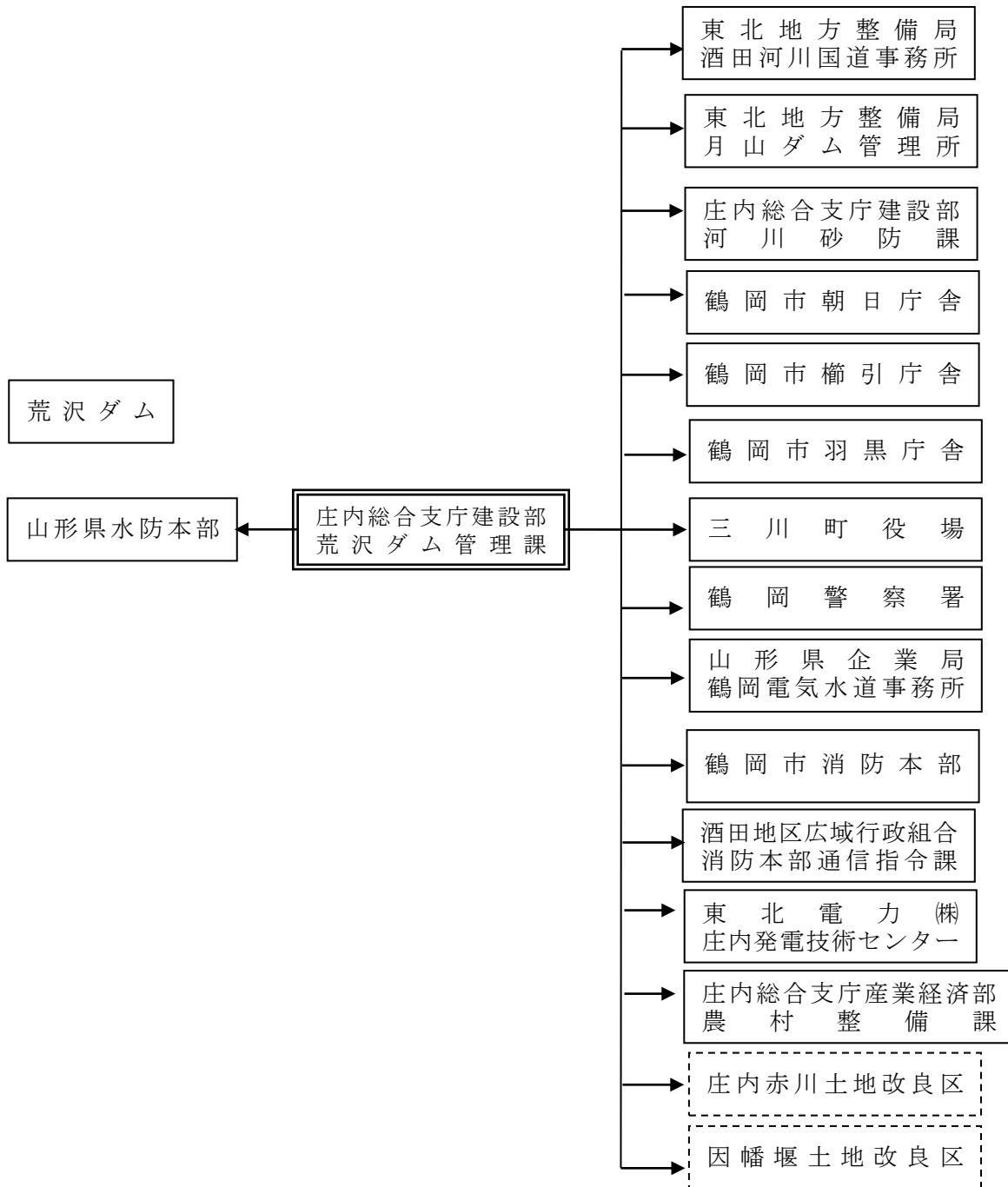
ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知を行う。

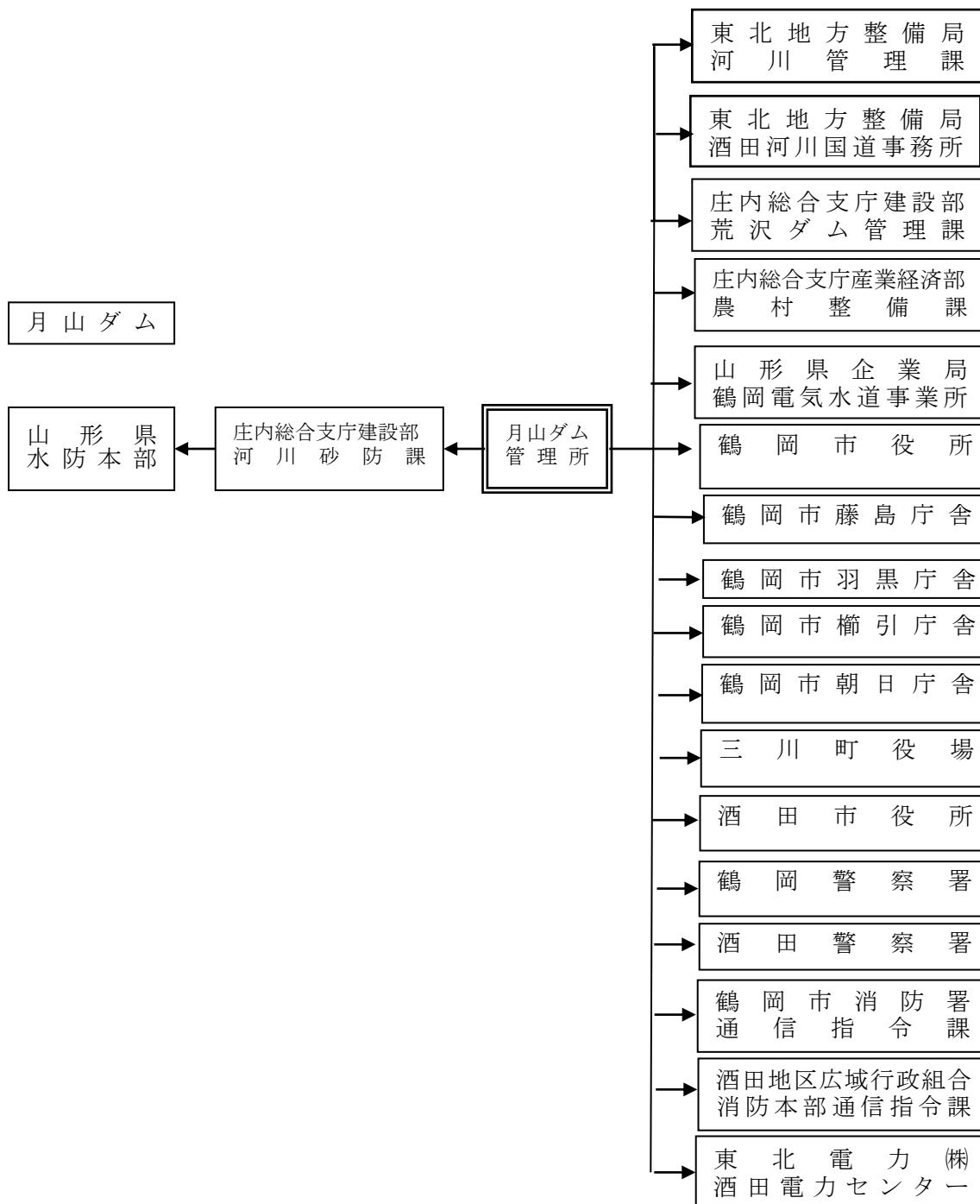
→ 電話又はN T T F A X又は電子メール

□ 水防管理団体への通知担当機関を表す

□ 事故放流時の追加機関







#### 第4節 出動

- 1 本部長は水防警報が発せられ、又は管内の河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他必要と認めた場合は、その状況に応じ概ね次の区分により水防団に出動命令を発令し警戒配置につかせるものとする。

##### 第1種出動命令

水防警報が発表され、又は区域内の河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他必要と認めた場合は、その状況に応じ活動に必要な一部の隊員を招集する

##### 第2種出動命令

関係区域に所属する全部の隊員を招集する

- 2 出動の区域、区分、時期及び待機等具体的な事項は本部長がこれを指示する。
- 3 分団長は、本部長より特に出動の命令がない場合でもその担当区域内に水害が発生するおそれがあると認めたときは、必要な隊員を招集して警戒にあたらせ、又は待機を命じその他水防資材の点検準備をするなど機宜の措置をとりその状況を本部に報告しなければならない。

#### 第5節 水防作業

- 1 出動した水防団は、水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常箇所を発見した場合は直ちに水防作業を開始すると共に状況を本部に報告するものとする。
- 2 水防作業は指揮者の指示に従い規律統制ある団体行動の下に資材、機材を活用し迅速確実に行われなければならない。

### 第7章 水防異常等通報

- 1 本部は次の場合直ちに山形県水防支部（庄内総合支庁）に報告するものとする。
- (1) 堤防等に異常を発見したとき。（これに対する措置）
  - (2) 水防機関が出動したとき。
  - (3) 水防作業を開始したとき。（これに対する状況とその措置及び概況）
- 2 水防に際し堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、本部は直ちにその旨を河川、港湾の管理者、山形県水防支部及び氾濫する方面の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

## 第8章 避難立退き

- 1 水防に際し居住者に避難のため立退きを命じ、又はその準備を指示する場合は所定の信号を用いる外、無線通信、テレビ、ラジオ、広報車、口頭その他の方法により速やかに伝達しなければならない。

また、立退きに際しては最も安全な経路を選び指導者を付け誘導するものとする。
- 2 立退きに関しては次の事項についてあらかじめ調査し、これを居住者に周知させておくものとする。
  - (1) 立退きを要する地域の指定及び人口並びに世帯数の調査
  - (2) 避難地点及び経路の明示
  - (3) 立退きのための指導員の編成
- 3 水防管理者は、大雨・洪水警報等の発令がされた場合、若しくは突発的な災害が発生した場合において、人命に危険が予想され避難の必要があると認められる地域については、速やかに避難所を開設し、避難者の受け入れ体制に万全を期さなければならない。
- 4 避難所は、市立小・中学校等の屋内公共施設とし、状況によっては、県の文教施設並びに地区集会所等を使用するものとする。
- 5 立退き又はその準備を命じた場合、本部長はその旨所轄警察署長に通報しなければならない。

## 第9章 応援及び協力

### 1 居住者の応援

本部長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条の規定により関係地区内の居住者を水防に従事させることができる。そのため、招集方法、出動範囲その他必要な事項をあらかじめ一般に周知させ有事即応の準備を整しておくものとする。

### 2 警察官の応援

本部長は、水防のため必要があると認めるときは、法第22条の規定により警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

### 3 他の水防管理団体の応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長もしくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

### 4 自衛隊の応援

本部長は、水防のため必要と認めるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

## 5 下水道管理者の協力

下水道管理者（酒田市長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等への参加
- (4) 水防管理団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (5) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報の収集及び提供のための職員の派遣

## 第10章 水防信号及び車両優先通行標識

1 本部は、県が定めた別記水防信号及び水防のため出動する車両優先通行の標識を一般に周知させるための措置を講じなければならない。

- (1) 第1信号 泛濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が出動すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

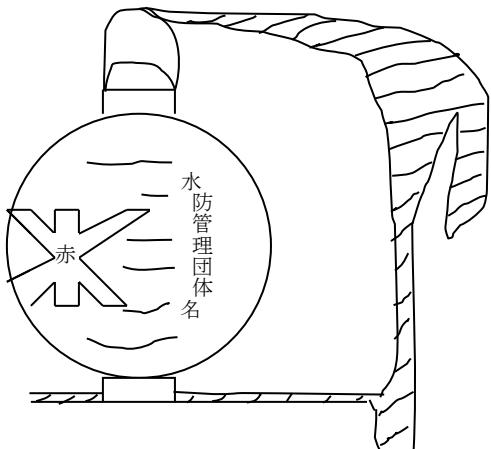
なお、地震による堤防の漏水・沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて水防信号を発する。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	休止 ○(約5秒) ○(約5秒) ○(約5秒) 約15秒 約15秒
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	休止 ○(約5秒) ○(約5秒) ○(約5秒) 約6秒 約6秒
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	休止 ○(約10秒) ○(約10秒) ○(約10秒) 約5秒 約5秒
第4信号	乱打	○(1分) (約5秒) ○(1分)
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。	

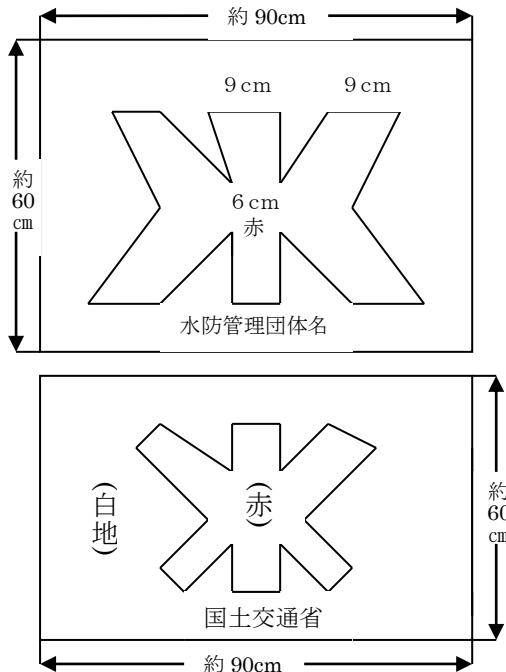
## 2 各優先通行標識

法第18条の規定により車両の標識を次のとおりとする。(昭24.9.5 県告示386号)

標 橙



標 旗



## 第11章 公用負担

1 水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者はその身分を示す証明書、又はその委任を受けたものは次のような証明書を携行し必要があるときはこれを示すものとする。

### 公用負担命令権限証

職 氏 名

上記の者に酒田市の区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことと証する。

年 月 日

酒田市長

名印

2 水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準すべき者に手渡してこれをなすものとする。

公用負担命令票		
目的物	種類	員数
上記水防資材として使用する。		
年　　月　　日		
酒田市長 取扱者　職　　氏		名　　名印
殿		

3 前項による公用負担命令の権限行使した場合は、その責任者より次の事項を本部に報告しなければならない。

- (1) 目的物、種類、員数
- (2) 所有者又は管理者の住所氏名
- (3) 行使年月日

## 第12章 水防解除

本部長は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ警戒の必要がないと認めたときは、水防を解除しその旨所轄水防本部及び関係機関に通報するとともに一般に周知させるものとする。

## 第13章 水防報告

水防管理者は、水防終了後直ちに水防を実施した箇所毎に次の事項をとりまとめ、別表様式により、水防支部長を経て水防本部長に報告しなければならない。

- (1) 気象及び水文状況
- (2) 警戒出動及び解散命令日時
- (3) 水防団員又は消防団員の出動時刻及び人員
- (4) 堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用水防資材の種類及び員数並びに回収分
- (7) 水防法第28条の規定による公用負担を命じた種別、数量及び使用場所
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者出動の状況

- (10) 現場指揮者の職氏名
- (11) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (12) 水防関係者の死傷の有無及びその状況
- (13) 殊勲者の氏名及びその功績
- (14) 事後の水防につき考慮を要する点等があればその要旨及び所見
- (15) 障害物の処分した種別、数量、その事由及び除去の場所
- (16) 土地を一時使用した時はその場所及び所有者氏名とその理由
- (17) 堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じた場合はその場所及び損害状況
- (18) 水防に要した経費

## 水防活動報告書様式

## 水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇 所 m 工 法								
水防の結果	効果 被害	堤防 m m	田 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	畠 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の死傷			
	丸 太								
	そ の 他					雨量水位の状況			
水防活動に関する 反省事項 備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

## 水防活動状況報告書様式（例）

令和〇〇年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇年〇月〇日～〇日)		
<p>○概要 〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のために活動した。</p>		
活動時間 8/〇～8/ 〇 約12時間	出動延人数 〇名	主な活動内容 ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動実施箇所地図
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工	〇〇地区的浸水被害	

## 第14章 水防訓練

本部長は、毎年1回以上適当な時期を選び水防訓練を実施するものとする。

## 第15章 重要水防箇所

### 1 河川関係

#### (1) 重要水防箇所評定基準（案）

国土交通省

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤 漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じるおそれがある</p>	

		と考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の中間物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

### 山形県

種別	水防上最も重要な区間（A）	水防上重要な区間（B）	要注意区間
堤防高 (流下能力)	計画高水流量相当（※1）規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量相当（※1）規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	河道内の堆積土砂、樹木等による流下能力不足の箇所。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満（※2）の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上（※2）確保されている箇所。	
法崩れ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生する恐れのある箇所で、所要の対策	

		が未施工の箇所。	
漏 水	過去に漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生する恐れがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗掘を受け、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量相当規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。(※3)	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。(※3)	
新 堤 防 破 堤 跡 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

(※1) 計画高水流量相当とは。既往洪水水量(年1~2回程度)規模の洪水や河川整備計画上の計画高水流量規模の洪水等に相当する流量を指す。

(※2) 計画の改修断面が設定されていない区間については、上下流の堤防断面を比較対象とする。

(※3) 未改修区間における要改築構造物や河川管理施設等構造令に適合していない橋梁等について、上下流の状況から明らかに桁下高等が不足しているものは対象とする。

## (2) 重要水防箇所(令和3年度)

### ア 國管理区間

#### (ア) 最上川

地区名 及び 左右岸別	評定 種別	堤防 (m)		工作物 (箇所)		対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	担当水防 分 団
		A	B	A	B			
宮野浦、九木原、落野目、新堀、樋木 左岸	越水 (溢水)		9,540 9,540			積土のう 工等	下瀬	第7分団 第9分団 (酒田)
九木原 左岸	堤体漏水		150 0			釜段工 月の輪工	下瀬	第7分団 第9分団 (酒田)

両羽橋 (下り)	工作物				1		下瀬	第7分団 (酒田)
両羽橋 (上り)	工作物				1		下瀬	第7分団 (酒田)
新掘 左岸	堤体漏水		1,000 0				下瀬	第7分団 (酒田)
新掘 左岸	漏水		0 0			釜段工 月の輪工	下瀬	第7分団 (酒田)
新掘 左岸	堤体漏水		1,980 0			釜段工 月の輪工	下瀬	第7分団 (酒田)
庄内橋	工作物				1		臼ヶ沢	第27分団 (酒田)
中瀬、大宮 右岸	越水 (溢水)		2,520 2,520			積土のう 工等	下瀬	第2分団 (酒田)
中瀬 右岸	堤体漏水		1,260 0			釜段工 月の輪工	下瀬	第2分団 (酒田)
大宮、砂越 右岸	越水 (溢水)		2,930 2,930			積土のう 工等	下瀬	第2分団 (酒田)
大宮、砂越 右岸	堤体漏水		1,500 0			釜段工 月の輪工	下瀬	第2分団 (酒田)
砂越、飛鳥 右岸	越水 (溢水)		1,650 1,650			積土のう 工等	下瀬	第32分団 (平田)
飛鳥、竹田、 松嶺 右岸	漏水		0 0				臼ヶ沢	第32分団 (平田) 第27分団 (松山)
山寺 右岸	漏水		0 0				臼ヶ沢	第25分団 (松山)
山寺 右岸	堤体漏水		400 400			釜段工 月の輪工	臼ヶ沢	第25分団 (松山)
大川渡 右岸	堤体漏水		100 100			釜段工 月の輪工	臼ヶ沢	第25分団 (松山)
大川渡 右岸	漏水		0 0				臼ヶ沢	第24分団 (松山)
大川渡 右岸	基礎地盤 漏水		450 450			釜段工 月の輪工	臼ヶ沢	第24分団 (松山)

(イ) 京田川

地区名 及び 左右岸別	評定 種別	堤防 (m)		工作物 (箇所)		対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	担当水防 分 団
		A	B	A	B			
坂野辺 左岸	堤体漏水		2,330 2,330			釜段工 月の輪工	広田	第9分団 (酒田)
出羽大橋 京田川架橋部 (下り)	工作物				1		広田	第9分団 (酒田)
出羽大橋 京田川架橋部 (上り)	工作物				1		広田	第9分団 (酒田)
坂野辺	越水		1,940			積土のう	広田	第9分団

左岸	(溢水)		0			工等		(酒田)
----	------	--	---	--	--	----	--	------

## (ウ) 赤川

地区名 及び 左右岸別	評定 種別	堤防 (m)		工作物 (箇所)		対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	担当水防 分 団
		A	B	A	B			
おばこ大橋	工作物				1		浜中	第8分団 (酒田)
黒森、押切 右岸	越水 (溢水)		3,380 3,380			積土のう 工等	浜 中	第8分団 第9分団 (酒田)

## (エ) 大山川

地区名 及び 左右岸別	評定 種別	堤防 (m)		工作物 (箇所)		対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	担当水防 分 団
		A	B	A	B			
大山川 左岸	越水 (溢水)		2,200 2,200			積土のう 工等	浜 中	第9分団 (酒田)

## イ 県管理区間

## (ア) 相沢川

地先名	左右 岸別	合流点 から の 距離(km)	種 别	重要度	延長(m)	想定水防 工 法 名	警報基準水位	担当 水防分団
							量水標	
檜 橋 字下川原	右岸	1.7~3.2	堤防高	B	1,500	積土のう工	田 沢	3.60 第30分団 (平田)

## (イ) 中野俣川

地先名	左右 岸別	合流点 から の 距離(km)	種 别	重要度	延長(m)	想定水防 工 法 名	警報基準水位	担当 水防分団
							量水標	
中野俣 字向山下	左岸	1.9~2.4	堤防高	A	500	積土のう工	田 沢	3.60 第29分団 (平田)
中野俣 字大畑	左右岸	2.4~6.6	堤防高	A	4,190	捨土のう工 積土のう工	田 沢	3.60 第29分団 (平田)

## (ウ) 竹田川

地先名	左右 岸別	合流点 から の 距離(km)	種 别	重要度	延長(m)	想定水防 工 法 名	警報基準水位	担当 水防分団
							量水標	
竹田字 総光寺沢	左岸	3.2~3.5	堤防断面	B	330	積土のう工	臼ヶ沢	14.00 第27分団 (松山)

## (エ) 西通川

地先名	左右 岸別	合流点 から の 距離(km)	種 别	重要度	延長(m)	想定水防 工 法 名	警報基準水位	担当 水防分団
							量水標	
宮内字六 ツ 新田	左右岸	0.3~2.3	漏水	B	2,000	シート張り工 月の輪工	穂 積	4.30 第15分団 (酒田)

## (オ) 荒瀬川

地先名	左右 岸別	合流点 から の 距離(km)	種 別	重要度	延長(m)	想定水防 工 法 名	警報基準水位		担当 水防分団
							量水標	警戒水位 (m)	
北青沢 字小屋渕	右岸	1.7~1.8	堤防高	A	70	積土のう工	市条	2.90	第19分団 (八幡)
上青沢 字三保六	左岸	13.2~13.4	堤防高	B	200	積土のう工	市条	2.90	第19分団 (八幡)
大蕨 字二タ子	右岸	10.0~10.1	洗掘	B	100	捨土のう工 木流し工	市条	2.90	第19分団 (八幡)
下青沢 字小平沢	右岸	7.4~7.7	水 衝	A	400	捨土のう工 積土のう工	市条	2.90	第19分団 (八幡)
大蕨 字大坪	左岸	6.7~6.8	洗掘	A	100	捨土のう工 木流し工	市条	2.90	第19分団 (八幡)
小泉字 上川原	右岸	3.7~4.1	漏 水	B	350	シート張り工 月の輪工	市条	2.90	第17分団 (八幡)

## (カ) 前の川

地先名	左右 岸別	合流点 から の 距離(km)	種 别	重要度	延長(m)	想定水防 工 法 名	警報基準水位		担当 水防分団
							量水標	警戒水位 (m)	
升田 字橋向	左右岸	0.4~0.8	堤防高	B	400	積土のう工	穂積	4.30	第20分団 (八幡)

## (キ) 大平沢川

地先名	左右 岸別	合流点 から の 距離(km)	種 别	重要度	延長(m)	想定水防 工 法 名	警報基準水位		担当 水防分団
							量水標	警戒水位 (m)	
下青沢 字大平沢	左右岸	9.6~10.1	法崩れ すべり	B	500	捨土のう工 木流し工	市条	2.90	第19分団 (八幡)

## (ク) 新井田川

地先名	左右 岸別	合流点 から の 距離(km)	種 别	重要度	延長(m)	想定水防 工 法 名	警報基準水位		担当 水防分団
							量水標	警戒水位 (m)	
富士見	左右岸	3.8~5.6	堤防高	A	1,800	積土のう工	北新橋	1.50	第11分団 (酒田)
荻島 字腰廻	左右岸	6.4~8.2	漏 水	B	600	シート張り工 月の輪工	北新橋	1.50	第11分団 (酒田)

## (ケ) 寺田川

地先名	左右 岸別	合流点 から の 距離(km)	種 别	重要度	延長(m)	想定水防 工 法 名	警報基準水位		担当 水防分団
							量水標	警戒水位 (m)	
新青渡	左右岸	1.0~1.5	堤防高	A	500	積土のう工	北新橋	1.50	第12分団 (酒田)

古青渡 字古青渡	左右岸	2.5~2.7	法崩れ すべり	A	150	積土のう工	北新橋	1.50	第12分団 (酒田)
-------------	-----	---------	------------	---	-----	-------	-----	------	---------------

## (コ) 幸福川

地先名	左右 岸別	合流点 から の 距離(km)	種別	重要度	延長(m)	想定水防 工法名	警報基準水位		担当 水防分団
							量水標	警戒水位 (m)	
吉田新田 字落シ端	左右岸	1.4~1.5	洗掘	A	100	捨土のう工 積土のう工	北新橋	1.50	第13分団 (酒田)

## (3) 国管理重要水防要注意区間

## ア 最上川

地区名 及び 左右岸別	評定 種別	工事 施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m) 破堤跡(m)	陸閘 (m)	対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	担当水防分 団
宮野浦、九木原 左岸	旧川跡		1,210 570			下瀬	第9分団 (酒田)
九木原 左岸	旧川跡		430 0			下瀬	第9分団 (酒田)
九木原 左岸	旧川跡		240 0			下瀬	第9分団 (酒田)
落野目 左岸	旧川跡		880 0			下瀬	第7分団 (酒田)
新堀 左岸	旧川跡		1,040 0			下瀬	第7分団 (酒田)
新堀 左岸	破堤					下瀬	第7分団 (酒田)
下瀬、中瀬 右岸	旧川跡		3,150 2,890			下瀬	第1分団 第2分団 (酒田)
中瀬、大宮 右岸	旧川跡		740 0			下瀬	第2分団 (酒田)
大宮 右岸	旧川跡		160 160			下瀬	第2分団 (酒田)
大宮 右岸	旧川跡		250 250			下瀬	第2分団 (酒田)
竹田、松嶺 右岸	旧川跡		1,720 980			臼ヶ沢	第27分団 (松山)
松嶺 右岸	新堤防		40 0			臼ヶ沢	第27分団 (松山)
山寺 右岸	旧川跡		290 0			臼ヶ沢	第25分団 (松山)
山寺 右岸	破堤					臼ヶ沢	第25分団 (松山)
臼ヶ沢 右岸	旧川跡		500 500			臼ヶ沢	第24分団 (松山)
臼ヶ沢	破堤					臼ヶ沢	第24分団

右岸						(松山)
大川渡 右岸	旧川跡		860 860			臼ヶ沢 第24分団 (松山)
大川渡 右岸	破堤					臼ヶ沢 第24分団 (松山)
大川渡 右岸	破堤					臼ヶ沢 第24分団 (松山)

#### イ 京田川

地区名 及び 左右岸別	評定 種別	工事 施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m) 破堤跡(m)	陸閘 (m)	対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	担当水防 分 団
坂野辺 左岸	旧川跡		700 700			下瀬	第9分団 (酒田)
坂野辺 左岸	旧川跡		280 0			下瀬	第9分団 (酒田)
坂野辺 左岸	旧川跡		100 0			下瀬	第9分団 (酒田)

#### ウ 相沢川

地区名 及び 左右岸別	評定 種別	工事 施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m) 破堤跡(m)	陸閘 (m)	対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	担当水防 分 団
飛鳥 右岸	旧川跡		70 70			石名坂	第32分団 (平田)

#### エ 赤川

地区名 及び 左右岸別	評定 種別	工事 施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m) 破堤跡(m)	陸閘 (m)	対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	担当水防 分 団
黒森 右岸	旧川跡		170 170			浜中	第8分団 第9分団 (酒田)

(注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、工事施工→新堤防・旧川跡

破堤延長は、詳細な位置が不明のため評定延長のみ

## 2 海岸関係

### (1) 危険度評定基準

山形県

区分 種別	最も重要な区域A	次に重要な区域B
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区。	堤防高は計画堤防高であるが、背後地に人家が多く、特に注意を要する地区。
漏水箇所	堤防より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して措置が講じられた実績があるもの。

水衝箇所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの。	護岸が不完全と考えられるもの。
洗掘	堤脚又は覆岸の根固めが洗掘しているもの。消波等が破損して危険が予想される場合。	堤脚前面が洗掘の危険がある場合。
堤体の強度	施工してから年数がたち、全体的に破損又は過去に大きな破損の実績のあるもの。	施工してから年数がたち、堤体に破損があるもの。

## (2) 重要水防箇所

海岸名	地区 海岸名	重要水防箇所	危険度			予想 される 危険	対策 水防工法	担当 水防分団
			現況	延長 (m)	種別			
酒田海岸	浜中地区	護岸	1,300	洗掘	B	欠壊	捨ブロック工	第9分団 (酒田)
酒田海岸	十里塚地区	護岸	930	洗掘	B	欠壊	捨ブロック工	第9分団 (酒田)
酒田海岸	宮海地区	護岸	2,250	水衝箇所	B	越波	積土俵工	第6分団 (酒田)
酒田海岸	宮海地区	護岸	900	洗掘	B	欠壊	捨ブロック工	第6分団 (酒田)